

三 交 協 第 393 号  
令和 4 年 4 月 27 日

三条市地域公共交通協議会委員 様

三条市地域公共交通協議会  
会長 滝 沢 亮

令和 4 年度 第 1 回三条市地域公共交通協議会書面協議の実施について

立春の候、皆様におかれましてはますます御清祥のこととお喜び申し上げます。  
また、日頃から本協議会の運営につきまして、御理解と御協力をいただき、  
厚く御礼申し上げます。

本来であれば、当協議会を開催し、対面で御意見を賜わるべきところですが、新型コロナウイルス感染症の新潟県内での感染状況が依然として高止まりしているため、感染防止の観点から会議の開催を省略して書面による協議とさせていただきたいと思っておりますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

つきましては、次の議題について御回答くださいますようお願いいたします。

## 記

### 1 議題

#### (1) 報告事項

デマンド交通停留所の新設について (資料No.1)

循環バスへのキャッシュレス決済の導入について (資料No.2)

#### (2) 協議事項

令和 4 年度 三条市地域公共交通協議会歳入歳出予算(案)について  
(資料No.3)

循環バスの運行経路及び路線名並びに時刻の変更の方向性について  
(資料No.4)

### 2 回答方法

別紙回答票に、異議なし・異議ありのいずれかに○をつけていただき、御意見がございましたら、必要事項を記入のうえ、令和 4 年 5 月 10 日 (火)までに、事務局宛に E-mail、FAX または郵送にて御提出ください。(特段御意見等ない場合は、電話による回答でも結構です。)

### 3 報酬等の支払いについて

書面協議の場合でも、報酬（3,500円）をお支払いたします。については、御回答いただく際に、口座振替申込書を御提出ください。

なお、行政機関に所属されているなどの理由により報酬の受取りを辞退される場合は「委員報酬（費用弁償）辞退申出書」を御提出ください。（その場合、口座振替申込書の提出は不要です。）

### 4 次回協議会の開催について

次回の協議会につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しつつ、5月下旬頃を予定しておりますので、改めて御案内いたします。

担当：三条市地域公共交通協議会事務局 篠田、坂上 （三条市市民部環境課生活安全・交通係） 〒955-8686 三条市旭町二丁目3番1号 TEL：0256-34-5574、FAX：0256-32-6615 E-mail：kankyo@city.sanjo.niigata.jp
---